別表第五（第六条関係）

試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合	算式
一等	Ａ×Ｂ×ｈ＋Ｃ
二等	Ａ×Ｂ×ｉ＋Ｃ
三等	Ａ×Ｂ×ｊ＋Ｃ
四等	Ａ×Ｂ×ｋ＋Ｃ
五等	Ａ×Ｂ×ｌ＋Ｃ

備考

一　［略］

イ・ロ　［略］

ハ　Ｃ　法第十四条の規定による各試合に係る合致割合に係る加算金

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

ニ　ｈ　五分の一から五分の四の範囲内においてセンターが定める率

ホ　ｉ　十分の一から五分の一の範囲内においてセンターが定める率

ヘ　ｊ　二十五分の一から五分の一の範囲内においてセンターが定める率

ト　ｋ　二十五分の一から五分の一の範囲内においてセンターが定める率

チ　ｌ　ｈ、ｉ、ｊ及びｋとの合計が一となるよう二十五分の一から五分の一の範囲内においてセンターが定める率

別表第五（第六条関係）

合致の割合	算式
一等	Ａ×Ｂ×ｈ＋Ｃ
二等	Ａ×Ｂ×ｉ＋Ｃ
三等	Ａ×Ｂ×ｊ＋Ｃ＋Ｆ－Ｇ
四等	Ａ×Ｂ×ｋ＋Ｃ＋Ｄ－Ｅ－Ｆ＋Ｇ
五等	Ａ×Ｂ×ｌ＋Ｃ－Ｄ＋Ｅ

備考

一　［同上］

イ・ロ　［同上］

ハ　Ｃ　法第十四条の規定による各合致の割合に係る加算金

ニ　Ｄ　表の五等の項下欄に掲げる算式中Ａ×Ｂ×ｌ＋Ｃの部分により算定した金額を五等の合致投票券の数であん分した金額に五円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額に合致投票券の数を乗じて得た金額

ホ　Ｅ　表の五等の項下欄に掲げる算式中Ａ×Ｂ×ｌ＋Ｃの部分により算定した金額を五等の合致投票券の数であん分した金額に五円以上十円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額を十円から減じた金額にその合致投票券の数を乗じて得た金額

ヘ　Ｆ　表の四等の項下欄に掲げる算式中Ａ×Ｂ×ｋ＋Ｃ＋Ｄ－Ｅの部分により算定した金額を四等の合致投票券の数であん分した金額に五円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額に合致投票券の数を乗じて得た金額

ト　Ｇ　表の四等の項下欄に掲げる算式中Ａ×Ｂ×ｋ＋Ｃ＋Ｄ－Ｅの部分により算定した金額を四等の合致投票券の数であん分した金額に五円以上十円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額を十円から減じた金額にその合致投票券の数を乗じて得た金額

チ　ｈ　五分の一から五分の四の範囲内においてセンターが定める率

リ　ｉ　十分の一から五分の一の範囲内においてセンターが定める率

ヌ　ｊ　二十五分の一から五分の一の範囲内においてセンターが定める率

ル　ｋ　二十五分の一から五分の一の範囲内においてセンターが定める率

ヲ　ｌ　ｈ、ｉ、ｊ及びｋとの合計が一となるよう二十五分の一から五分の一の範囲内においてセンターが定める率